

第四十八回国会
衆議院

内閣委員会
議録 第四十四号

昭和四十年五月十三日(木曜日)

午前十一時二十九分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 荒瀬清十郎君

理事 佐々木義武君

理事 八田 貞義君

理事 村山 喜一君

理事 井原 岸高君

上林山榮吉君

高瀬 傳君

綱島 正興君

中村 寅太郎君

野呂 恭一君

湊 敏郎君

齒久保重光君

大山 俊君

川俣 清音君

只松 祐治君

榎崎弥之助君

伊藤卯四郎君

出席國務大臣

大藏 大臣 田中 角榮君

農林 大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

内閣官房長官 橋本登美三郎君

内閣法制局參事官 田中 康民君

(第四部長) 總理府總務長官 臼井 莊一君

總理府事務官 八塚 陽介君

(内閣總理大臣官房臨時農地等被買収者問題調査室長) 厚生事務官 鈴木 信吾君

(援護局長)

委員外の出席者

大藏事務官 赤羽 桂君

(主計局法規課長) 農林事務官 石田 朗君

(農地局管理部長) 建設事務官 大津留 温君

(計画局參事官) 專門員 茨木 純一君

五月十三日

委員龜岡高夫君、齒久保重光君、大出俊君及び中村高一君辭任につき、その補欠として渡辺

榮一君、兒玉末男君、川俣清音君及び米内山義

一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員兒玉末男君辭任につき、その補欠として只

松祐治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員渡辺榮一君、川俣清音君、只松祐治君及び

米内山義一郎君辭任につき、その補欠として龜

岡高夫君、大出俊君、齒久保重光君及び中村

高一君が議長の指名で委員に選任された。

五月十二日

旧軍人等の恩給に関する請願(岡崎英城君紹介)

(第三八四三三号)

同外十四件(二階堂進君紹介)(第三八四四号)

同(増田甲子七君紹介)(第三八四四号)

同(森下元晴君紹介)(第三八四六号)

同外十六件(岩動道行君紹介)(第三八九一號)

同(山崎巖君紹介)(第三八九二號)

同(安藤覺君紹介)(第三九二二號)

同外二件(金子一平君紹介)(第三九二三號)

同外二件(園田直君紹介)(第三九二四號)

同外三件(野田卯一君紹介)(第三九二五號)

同外二件(渡辺榮一君紹介)(第三九二六號)

同(増田甲子七君紹介)(第三九二七號)

同(加藤高藏君紹介)(第三九二七號)

同外二件(小平久雄君紹介)(第三九七八號)

同外三件(高瀬傳君紹介)(第三九七九號)

同(森山欽司君紹介)(第三九八〇號)

同(亘四郎君紹介)(第三九八一號)

同外十一件(谷川和穂君紹介)(第四一一五號)

国立大学教官の待遇改善に関する請願(高橋重

信君紹介)(第三八四七号)

同外四件(池田正之輔君外一名紹介)(第三九七

二號)

同外四件(小山市二君紹介)(第三九七三號)

同(志賀健次郎君紹介)(第三九七四號)

同外十一件(田中榮一君紹介)(第三九七五號)

同(和爾俊二郎君紹介)(第三九七六號)

公務員の賃金及び労働条件改善等に関する請願

外十二件(堂森芳夫君紹介)(第三八四八號)

同(松平忠久君紹介)(第三八四九號)

同外五件(稻村隆一君紹介)(第三八九二號)

同外二件(野間千代三君紹介)(第四一一六號)

同(松平忠久君紹介)(第三八四九號)

同(森田重次郎君外二名紹介)(第三八五〇號)

同(森田重次郎君外二名紹介)(第三八五一號)

同外二十一件(堂森芳夫君紹介)(第三八五二號)

同(島口重次郎君外二名紹介)(第三八九三號)

同(島口重次郎君外二名紹介)(第三八九四號)

同(島口重次郎君外二名紹介)(第三八九五號)

同(島口重次郎君外二名紹介)(第三八九六號)

同(島口重次郎君外二名紹介)(第三八九七號)

同(島口重次郎君外二名紹介)(第三八九八號)

同(島口重次郎君外二名紹介)(第三八九九號)

同(島口重次郎君外二名紹介)(第四〇〇〇號)

同(島口重次郎君外二名紹介)(第四〇〇一號)

同(島口重次郎君外二名紹介)(第四〇〇二號)

同(島口重次郎君外二名紹介)(第四〇〇三號)

同(華山親義君紹介)(第三八九五號)

同(黒金泰美君紹介)(第三九一四號)

同(安宅常彦君紹介)(第三九五〇號)

同外三件(黒金泰美君紹介)(第三九五二號)

同(華山親義君紹介)(第三九五二號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九一號)

同(華山親義君紹介)(第四〇九二號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九三號)

同(華山親義君紹介)(第四〇九四號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九五號)

同(華山親義君紹介)(第四〇九六號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九七號)

同(華山親義君紹介)(第四〇九八號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九九號)

同(華山親義君紹介)(第四〇九〇號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九一號)

同(華山親義君紹介)(第四〇九二號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九三號)

同(華山親義君紹介)(第四〇九四號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九五號)

同(華山親義君紹介)(第四〇九六號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九七號)

同(華山親義君紹介)(第四〇九八號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九九號)

同(華山親義君紹介)(第四〇九〇號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九一號)

同(華山親義君紹介)(第四〇九二號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九三號)

同(華山親義君紹介)(第四〇九四號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九五號)

同(華山親義君紹介)(第四〇九六號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九七號)

同(華山親義君紹介)(第四〇九八號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九九號)

同(華山親義君紹介)(第四〇九〇號)

同(安宅常彦君紹介)(第四〇九一號)

同外三件(松井誠君紹介)(第四〇九九号)
 国家公務員に対する寒冷地手当の改定に関する
 請願(下平正一君紹介)(第三八六一号)
 同(下平正一君紹介)(第三九〇二号)
 同(原茂君紹介)(第三九〇三号)
 同(下平正一君紹介)(第三九六〇号)
 同(原茂君紹介)(第三九六一号)
 同(下平正一君紹介)(第四一〇〇号)
 同(原茂君紹介)(第四一〇一号)
 国家公務員に対する寒冷地手当の改定に関する
 請願(金丸徳重君紹介)(第三八六二号)
 同(金丸徳重君紹介)(第三九〇四号)
 同(金丸徳重君紹介)(第三九六二号)
 同(金丸徳重君紹介)(第四一〇二号)
 国家公務員に対する寒冷地手当の改定に関する
 請願外一件(有田喜一君紹介)(第三八六四号)
 同外一件(小島徹三君紹介)(第三八六五号)
 同(三木喜夫君紹介)(第三八六六号)
 同(三木喜夫君紹介)(第三九〇六号)
 同(有田喜一君紹介)(第三九一六号)
 同(清瀬一郎君紹介)(第三九一七号)
 同(小島徹三君紹介)(第三九一八号)
 同(河本敏夫君紹介)(第三九一九号)
 同外二件(有田喜一君紹介)(第三九六五号)
 同外二件(小島徹三君紹介)(第三九六六号)
 同(三木喜夫君紹介)(第三九六七号)
 同(三木喜夫君紹介)(第四一〇五号)
 国家公務員に対する寒冷地手当の改定に関する
 請願外四件(古井喜實君紹介)(第三八六七号)
 同(古井喜實君紹介)(第三九一五号)
 同外十四件(古井喜實君紹介)(第三九六四号)
 国家公務員に対する寒冷地手当の改定に関する
 請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第三八六八号)
 同外一件(草野一郎平君紹介)(第三八六九号)
 同(西村閑一君紹介)(第三八七〇号)
 同(西村閑一君紹介)(第三九〇七号)
 同(宇野宗佑君紹介)(第三九二〇号)
 同(草野一郎平君紹介)(第三九二一号)
 同外九件(宇野宗佑君紹介)(第三九六八号)

面した者も非常にあります。したがって、これらの心理的影響というものを非常に受けた。そのほか、しいて推察いたしますと、よい悪いという問題ではなくて、やはり旧地主と小作の間には感情的な疎隔も従来ありました。したがって、第一次大戦後小作争議というものが起こりました。これはひとり感情ばかりではありませんで、いろいろ小作料等の問題、耕作権等の問題からいってありますけれども、いずれにしてもそういう感情の疎隔があったところへ、これが逆転をして、むしろ小作のほうが有利な立場に立ったというふうな人もあります。そこで感情がよい疎隔をして、旧地主が非常な心理的影響を受けた、こういうこと等もあるわけでございます。

もう一つは、私どものほうでは今度の法案については、それによってではありませんけれども、戦後の急激な物価上昇、いわゆるインフレ的な物価上昇によって影響をされたということも申し述べているわけでございまして、それらを非常な心理的影響を受けた、こういうふうにも私は判断をし、解釈をいたしているわけであります。

○児玉委員 肝心の農林大臣が見えておりませんが、地主対小作、特に農地改革によって行なわれた農地開放の歴史的な評価というものと、その認識というものの本質的な問題をめぐっていかうなれば、この問題の根本的な説明はできないと思ふのですが、特にいま長官が申されましたことは、あまりにも地主側の肩だけを持ち過ぎるような感を私は抱くわけであります。同時に、また戦後の経済的な諸変動によって、農地を開放した地主さんだけがあたかも決定的な打撃を受けたように認識をされておられるようではございませんけれども、総理府から発行されましたこの法律に関連する参考資料を見てまいりました。いま長官が御答弁になつておられるような情勢には決してないのじゃないかというふうには、私は判断するわけであります。特に農地改革のもたらした歴史的意義と評価については、この際私は農林大臣にさらに突っ込んだ立場からお伺ひして、問題の本質を浮き彫りに

していきたいと思ひますけれども、いずれにいたしましても、戦前のいわゆる政府のこの重要事項年表によりまして、小作争議が大正十年の千六百八十件を契機として、昭和六年、昭和十年と非常に急上昇しながら地主対小作の闘争というものに深刻化しております。このことは、過去の地主が生産農民である小作人をいかに搾取してきたか、その搾取の度合いがいかに強かったかというところを歴史的な事実として指摘されるのではなからうか。そのように考えてまいりますと、やはり戦前において地主は相当の不当な所得を得て、あの終戦という改革を迎えたのではなからうかと思ふわけであります。しかも昭和二十八年十二月二十三日の最高裁大法廷における判決の内容を讀んでみましても、実にこれは公平であり、しかもこの賠償等もきわめて妥当な価格が出されたということである。この最高裁の判決が出されておると思うのであります。そういうような過去の歴史からこの戦後における過程、また最高裁における判例等から判断いたしますと、いま長官の答弁された事実は、多少その考え方が片寄り過ぎているように思ふのですが、これらのことについてどう思ふうにお考えになりますか、お伺ひしたいと思ひます。

○日井政府委員 これは心理的影響を受けたということにつきましては、個々の人間が受けるわけでありまして、その人の性格なりものの考え方によることでもあります。他の第三者からの客観的な情勢ばかりで判断できない要素が多分にあると思ふのであります。しかし、私も別にいわゆる旧地主という立場でない者から見ましても、非常な心理的打撃を受けたということは、これはもう想像にかたくないし、当時すでにそれがために首をくくって死んだというような者まで出たわけでありまして、したがって、これに對しましては、私も今日のように経済が成長してきたときにおいて、これをねぎらうということ

は当然のことである、かように考えるわけであり

○児玉委員 先ほども私が指摘しましたとおり、地主だけが保護されるということについては、少なくともこの農地改革において、百七十六万世帯の地主から百八十万ヘクタールの農地が、四百七十四万八千世帯という比較にならない多数のいわゆる耕作農民にこれが売り渡されたわけでありまして、日本の戦後のあの貧困の状態の中から、特に最も重要な食生活のささえとなつてきたこの多数のかつていじめられてきた小作農民の立場ということを無視して、今日の日本の経済の発展はあり得ない。こういうことを考えてみます場合に、しかもまたこの百七十四万世帯の地主というのは、ほとんど自主的な耕作に携わつておらない、こういう客観的な事実なり、あるいはまた先般の本会議等における質問の中でも明らかにされてまいりました。地主だけが不当な犠牲者であるという認識は、私はどうしても理解できないのであります。この三倍近くの小作農民が、戦前、戦後を通じて非常な犠牲を強要された事実を、長官、それはどのように理解されるのか、この点ひとつ御見解を承りたい。

○日井政府委員 従来の小作人が非常に過去において苦しい思いをされて困難をきわめていたという点も、私もよく承知いたしております。し、それによつてのいろいろの悲劇というふうなことも、あらゆる面であつたり小説になつたりもされておるわけでございまして、したがって、なお誤解を受けた後においても、旧小作人というふうな方々が非常に経済の復興に協力をされた、食糧増産に寄与された、こういうことは、私も十分認めるのであります。しかし、生産の増強になつて、新地主が協力的な態度になつたのは、やはり農地開放によることであつて、その耕作地を御自分のほんとうの土地として、これに土地に対する愛情を持ってやり得る立場になり得たからでありまして、それにはやはり農地の開放、こういうことであります。一方、きのうもいろいろ地主になつた原因についての事例もあげられましたが、多くの地主の中にはいろいろのあ

れはあると思ひますけれども、しかし、全体として見た場合には、いま申し上げたような農地改革に協力をされて、法律によつたとはいひながら、これがわずか三年という短い間に、約二百万町歩、また、戸数にいたしまして四百五十万ぐらゐの自作農ができたという、こういう非常に成果をあげたのも、御不満の方はもちろんたくさんあつたにしても、結果的にはこれに協力されたわけでございます。しかも、その後、これが農地転用でございまして、昭和二十七年から、法律改正せられて、農地転用できる、したがって、目の前で、経済の変動によつて、数百倍から数千倍の値段でこれが転売されるという状況を見て、旧地主が非常な心理的な打撃を受けたということは、これはもう想像にかたくないわけでございまして、その転用を許したことは是非善悪は別といたしまして、旧地主に対してこれが非常な心理的打撃を与えた、こういうことは当然考えられることと信ずる次第であります。

○児玉委員 少なくともいま長官の最後のほうにおける答弁は、ちよつと私的をはずれておると思ひます。というのは、それでは一体百八十万ヘクタールの開放農地のうちにどれだけ、そんなに百倍から数百倍という価格で転売されたのか、その面積と件数をひとつ明らかにしていただきたい。

○八塚政府委員 ただいま問題になつておりますところは、創設農地についてだと存じます。創設農地についてだけ転用、転売をつかまえた統計はないわけではございますが、全体として農地法に基づきます転用面積は、二十八年から三十七年までの間にわかつておるわけでございまして、したがって、それを一応創設農地と一般農地との比率で計算するといひますと、創設農地の転用面積は、二十八年から三十七年までの十年間で、四千八百町歩ということに一応推定されるわけでございます。

○児玉委員 私はあまりそういう内容の点については触れたくないのでありますけれども、そうい

うふうな全体の百八十万町歩の中において、特に農地法に基づく農地転用の面積はわずかに四千数百町歩、こういうことでございますならば、長官が特に力説をされ、また今日まで政府当局の答弁の中において、心理的影響のウェイトが、常に多数をこの転売面積が占めて、そのことが旧地主に決定的なショックを与えたかのような印象を非常に深めておられるわけでありまして、これらのことについては、むしろ私は転売そのことと同時に、今日までの日本の土地政策、こういうことについて全く放置されて、無策の状態の中においてこのように不当な地価のつり上げがされ、今度の建設省設置法の一部改正によって初めて宅地部が設置される等、政府自身の無策によってこのような常識はずれの転売がなされたし、都市計画にしても、宅地政策にしても、もう少し政府当局が本腰を入れていくならば、せつかくの農地開放によって得た農地というものが、もう少し農地本来の目的で使用されてきたのじゃなからうか。こういう政府みずからの姿勢なり責任というものを全然正さずして、いたずらに転売したことがいけないのだ、そのことが旧地主に大きなショックを与えたのだ、ということ、政府みずからが招いた無策と私は指摘をせざるを得ないわけですが、それらの点についての見解を承りたいと思います。

○日井政府委員 二十七年に転売を許すようにしたということは、急速な経済の変動によって住宅なり工場敷地が必要になったから、当時の状況としてはこれもやむを得なかったかもしれませんが、しかし、これに対しての何らかの制限を加えるということをしなかったことについての批判は、いろいろあると存じます。しかしながら、それはそれとして、国会においてそういう法律を決定したことでありまして、その当否は別といたしましても、そういう変動によって心理的影響を受けたということについては変わりはないわけでございます。

なお工藤調査会の報告によりまして、「解放した農地の転売転用にについては、その後の経済情勢

の推移のために、大都市近郊等とその事例が多いが、これについては農地買収価格と比較して開きが大きすぎるのでかなり不満がある。こういうことで、心理的影響を受けたというところについては報告もあるわけでございます。ことにこれは一部じゃないかというふうなお考えがございまして、しかも、最近は大都市ばかりでございまして、地方の開発のために、地方の中小都市においても工場なども誘致せられて、その影響が非常に広範囲に広がっておりますし、今後ますますそういう傾向にありまして、一そうその心理的影響を受ける者が広がっていく状態にある、かように考える次第であります。

○児玉委員 長官のいまの答弁は、答申に基づくということと背景とされておられます。この点、私もあとで多少反論したいと思っております。この点、私にいたしまして、あの革命的な農地改革によって長い間の封建制のもとから立ち直り、画期的な農地制度ができたにもかかわらず、いまこのようないびつな形において政府が旧地主に報償しなければいけないという、その客観的な背景は、まさに政府の無策の中から生じた不当な転売にあるのである。こういうふうな因果関係になっているということをお考えなすときに、この報償というものがなおさら不可解にならざるを得ない。

いま建設省の計画局の参事官が参りましたが、これからさらにもういふふうな傾向があるというところを政府はいまみずから指摘されましたが、特に建設省としては、これらの宅地なり農地等が不当に天井知らずに転売されている状態に對して、いま少し長期の土地利用区分なりあるいは都市計画について積極的な手を打つべきであったにもかかわらず、戦後二十年、ようやく今回宅地部を設けて特に宅地造成等に對するいわゆる監視をするようになったわけでありまして、いま長官の答弁ときわめて重大な関係があります。今後の都市計画なり土地利用区分等について、どういふふうなお考えをお持ちなのか、お伺いしたいと存じます。

○大津留説明員 お説のとおり、都市計画と申しますか、都市近郊における土地利用計画、この地域は住宅を建てさせる、この地域は商業地域、この地域は工場、この地域は農村というふうな土地利用区分を確立いたしますことが、今後の地価対策の一つの前提といえますが、今後の地価対策の、御承知のとおり用途地域指定というものがございまして、住居地域、工場地域というものをきめておられるわけでございます。さらにこれを都市の発展の実態にあわせて、より一そうきめのこまかい用途計画、利用計画というものを定めていく必要が、今後ますます生じてまいると考えます。そういう方向におきまして、現在私どもも宅地審議会におきましていろいろ御研究をお願いしております、こういう状況でございます。

○児玉委員 いまの参事官の答弁、全く事務的な答弁であって、全然答弁になっていないと思いたすが、いづれにいたしましても、問題は政府の土地政策あるいは住宅政策の無策がもたらした結果であるというところは、私ははっきり指摘できると思っています。

せつかく大蔵大臣もおいででございますので、大蔵大臣にもいろいろお伺いをしたいと思っております。私は昨日の答弁をいろいろお聞きいたしました。例の浪花節調で、全くどこに骨があるのかわからないような御答弁であつたわけでありまして、農地改革がもたらした結果として、先ほど長官がいろいろと御答弁になりましたが、最高裁の判決なりあるいはまたこの政府資料にございまして三十七年五月二十二日の農地被買収者問題調査会の会長から池田総理大臣に對する答申の中において、結論的にいえることは、報償の必要はない。特に「生活上又は生業上困難な状況にある者」に對し、生業資金の貸付の措置を講ずる。その子弟を進学させるのに困難な状況にある者に對し、育英その他の制度の運用に對して配慮を加える。」「こういうふうな答申に基づきまして、先般、三十七年でありましたか、旧地主に對する二

十億円の生業資金の貸し付けということ、わざわざ金融公庫法の改正までいたして予算の裏づけをしたにかかわらず、なぜこの期に及んで非常に筋道の通らない、心理的影響などというきわめて抽象的な表現でもって一千四百五十六億も金を出さなければいけないのか。この点特に台所を預かる大蔵大臣として、どうも趣旨が一貫しない。今度の国会に急にこういうふうな法律案を出されるが、その辺の経過について明らかにしていただきたいと思つたのです。

○田中務大臣 大蔵大臣は国民の税金を預かっておるのでありますから、これが効率投資ということに對して十分な配慮をしなければならぬことは当然でございます。しかし、これは出さなだけであつて、必要なときも出さないと、ことあれば大蔵大臣は要らないわけでございます。まして、やはり国民の将来を考へて必要なものは、出さなくとも出さなければいかぬ、こういうところ、大蔵大臣のむずかしさがございまして、そういう意味でいろいろ長いこと検討をした結果、最終的に本法案を提出をして御審議をいただくことになったのであります。あなたがいろいろ述べられておりますようなことを十数年間にわたつていろいろの道を経ながらいろいろ研究されて、最終的にこの法案になったわけでございますから、しいていへば高度の政治判断に基づく施策、こう考へて間違ひはないと思つたのです。

私がきのうの申し述べたことが、どうも浪花節的だ、浪花節調だ、こういうことを言われまして、政治というものは、現届ばかり言つておつてもあたたかい政治はできるものじゃありません。これはやはり国民や公共やわれわれのために貢献をした人の事実を十分把握して、これに對して頭形をし、功績に對して報いるということ、おろそかにできるものではありません。そうしなければ、だれが一体公共のために、国のために働くのでありましよう。こういうことに対してけじめをつけるということも、政治の重要な命題の一つであ

る。こういうことをひとつ十分認識をしていただきたい。そういう意味で、私たちは長いことを検討いたしまして、農地改革というものが戦後の画期的な事業であつたし、その画期的な事業が円滑に行なわれた結果、今日のわれわれの生活もあるのだ。農村の民主化だけでなく、日本全体の民主化も行なわれた。その意義というものを過小評価するわけにはまいりません。また、政府がある申し述べておられますように、最高裁判決というものを無視して再補償をしようという考えではないのであります。再補償という考えではなく、最高裁判決はそのまま認めておりますが、農地開放というものの画期的な状態を見まして、正当なる補償をして買上げたものではありませんが、しかし、現在考えるときに、この功績やまた及ぼした影響等を評価をして、そして当時の被買収者が心理的に大きな影響、また経済的に受けた傷というやうなものに対して、國家が今日の状態において一般會計の中で何ぶんかの支出を行なつて報償をするということがよくないことだという觀念は、この事件に対する認識そのものが違つておるわけでございます。私は、やはり國家のため、公共のため、われわれのために先づんをつけて功績を残した者に対して、何がしかの報償をするということとは、政治の上で必要だと考えておらないのであります。政府は必要であるという認識に立つておられるわけでありまして、どういふ根拠で支払うのかということとは、これはいま御審議を願つておるものが法律になれば、その法律を根拠として支給するわけでございます。

業資金の貸し付けをするということで、特に二十億円のワクを拡大するという決定をなされたわけでありまして、そのことについて大臣は何も答弁されておられません、そういう過程というものをもう少し話していただきたいと思つたのです。

○田中國務大臣 國民金融公庫法の改正をお願いをしまして二十億円の特別ワクを設けたいということは、これは答申にもございまして、答申の趣旨も申しやうとしてこの法律改正をお願いしているのですが、これはいまもうその法律が具体化されておられるやうな認識でありまして、これはまだ通らないのです。何回も何回も御審議をお願いしておるのでございますが、衆議院を通じても参議院で通らないとかということ、もう昭和三十七年度の予算、三十八年、九年と三カ年間お願いしまして、現在まだ参議院大蔵委員会に付託審議中でございます。でございますから、これとあわせてこの施策を行なう。

それからもう一つ、この問題は、政府も自民党もこれをただ通すんだ、あなた方野党の方は反対だ、ただそういう考えではなく、ほんとうにこの法律案というものは悪いのかどうか、これは私はもう少し静かに考えていただきたい。私は、きのうもおとといもずっと社会党の皆さんの御質問を聞いておりますが、かつての地主と小作との關係を引用せられて、農民が非常に汗した土地であるし、しかも地主は搾取をしておつたのだから、これを開放するのはあたりまえだ、こういう認定のもとに立つておる。私は、農地の開放というものは重大なことであり、必要なことであった、戦後の今日あるところの大きな成果をもたらした根源である、こういふ評価をしておるのであります。ですが、ここにひとつ、私は理論的に申し上げますからよくお聞き取りいただきたいと思つたのは、自作農をつくらう、こういうことでこの制度が採用せられたわけですから、自作農以外にこれを転用する、こういうふうな場合は、これは地主に返すというやうな先取特権とか売り戻しの制度をつくらう、こういう問題は起きなかつた

○兒玉委員 大蔵大臣のいまの答弁は、少し勇み足じゃないかと私は思ひます。やはり法律を制定するには、それにはそれなりの歴史的な過程なり、それなりの背景というものがなければ、必要はないと思ひます。でありますから、いづれにいたしましても、三年前の国会におきまして相当論議をされましたが、二十億円の國民金融公庫法の中にいってワクを拡大して、實際困つておるこの旧地主の子弟なり、あるいは生活の困窮な人に生

と思つたのです。ところが、自作農をつくるために、当時の価格でもってこれを地主から買い上げて与えた、こういうことであります。その後いろいろ問題がございまして、二十九年の法律改正によりまして転売を許したわけですから、許しましたから、そこに三百五十円とか四百円で反当たり買つたものが何十万円、何百万円、何千万円になつたという一つの現象が起つたわけですから。そういうときにお互いに選挙したときのスローガンは、明らかにこの間の事情をあらわしておるのであります。やがて自民党はこの農地被買収者に対して何らかの措置をしなければならぬだろう、そのときに転売をした差益金を徴収するか、もしくはいま國が持つておる未利用の土地を売り払つてその代金で返すというやうなことになるだろう、土地は取り上げられる、こういうスローガンでやつたことがある。そういう時代においてそういう方法で地主報償が行なわれたとしたら、これは問題があらります。そうじゃない。自作農というものができまして、自作農以外の用途に転用された人に対して、そのまゝ既得権として恩恵は認めておるのであります。ですから、全然別な立場で農地被買収者というものの処遇を考えると、私は、もっと感情を離れて、すなおな気持ちで事件に対処すべきだと思ふ。こんなことを申し上げるのはどうかと思ひますが、西ドイツあたりでも、今日あるために、國家のためや公共のために犠牲になつたものにはまず一切の施策を行なう、こういうことをやっているところもあるのではありませんから、農地被買収者というものに措置することによって農地が取り上げられるとか、転売された人の差益が徴収されるとか、そういうのであれば問題であります。が、そうではなく、農地被買収者の犠牲に対して何らかの措置をしよう、しかも戦後二十年たつておる今日やろうということならば、やはり評価を十分していただいて考えなければならぬ。

もう一つ、私は最後にあなたにも申し上げる。私は新潟ですが、新潟は小作争議の非常に激しいところでありました。現在でも底流に非常にいやな対立があります。まじめに私は申し上げますが、これは新潟県だけでなく、どこにもあるのです。かつて持つておつた地主が零落した。今度小作が持つておるものをそのまま耕しておるなら問題がない。そうではない。道路ができるので坪五千円とか一万円とか何百万円の補償費をもらう。そこに非常にいやな感情の対立がある。ですから、いまはもう昔のやうな觀念でなく、小作と地主の対立するやうな要素は一つもないにもかかわらず、農地開放を理由として新しい対立があるのです。嫁をやらぬ、われわれは婿をあそこからもらわぬ、こういう大きな仕事をやつた陰にあるものには、きめこまかな施策を必要とする。これが責任政党の立場、責任政治の立場では、こういうものにはきめこまかくやる。あなた方もよくきめこまかくやれと言つてしよう。ですから、こういう事態を十分認識するときに、とにかくピリオドを打つたために、有終の美をなさしめるためにも、何らかの処置を必要とする。その何らかの処置の中で、賞状でいいじゃないか、勲章やれとか、お花を届けろとか、いろいろ考え方はありますが、評価はいま御審議願つておるものが非常によろしい、こういうことになつたわけでございますから、その事実をひとつ皆さきに、みんな評価をしておられるわけですから、政府がただ単に追加払いというやうな立場に立つてやつたのではなく、より高い立場で有終の美をなさしたい、そういう考え方をひとつ理解していただきたい。何も浪曲調だけで申し上げておるわけではないのでありますから、御了承願ひたいと思ひます。

○兒玉委員 なかなか理解が、私の頭が悪いものですからよくわかりませんが、いづれにいたしましても、この前自民党の大幹部の方も指摘されておりましたが、せつかく大蔵大臣、あなたのやういふやうなほんとうに血の通つた思いが、はたしてかつての地主にこの千四百五十六億の金がどういふ形においてそれではこれが手に渡るだろうかということについて、私は相當慎重な配慮を必要

とすると、思うわけですね。というのは、私の友だちなりあるいは隣近所にも、十町歩程度の地主であつて、しかも過去十数年間、それこそ一部の議員さんたちが、あるいはそういう関係者が、少なくとも一反当たり十萬程度の報償はするんだ、補償するんだ、こういうことを機会あるごとくといふのはとにかく、選挙が近づくと、そういうことをえさにして、私の知っている中でも、相当の資金をこの運動資金として出しておる事実を私は知っております。せっかく大蔵大臣いまでも長々説明されましたが、あなたもそういう行為が、それではかつてのこういう被買収者に対して、実際にこれは確実に行き渡るといふ保証をあなたは持たれるかどうか。しかも所管長官は総理府長官なんです。ところが、農地関係のこういうことに携つたのは農林省だ、こういう点等から考えてみます場合に、この被買収問題については農林省お手上げで、結局総務長官が一人で罪をかぶる結果になつたわけですが、こういう貴重な千四百五十六億という金が、はたしてまともにくという確信をお持ちかどうか。しかも、過去におけるこういう運動に対して、私はいろいろなうわさを聞いております。というのは、運動資金として集めた金が、途中でうやむやに消えてしまつた。そして非常に不当な利得を得たという事実等も聞いておりますが、これらの点に關して、少なくとも千四百五十六億という貴重な国民の血税でありますから、その行くえについて、大臣としては今後の作業をどういう形において責任を持って進めていかれるという御所存か、この点お伺いしたいと思ひます。

○田中農務大臣 農地被買収者同盟というようなものがどういふことをしたか、私はつまびらかにいたしていません。しかも風説には、また御質問の一部にもございましたが、こういうもののこういう運動に対して、課徴金でありますか、分損金でありますか、出さないものは将来報償が行なわれてもならないんだというようなことが一部にあつたそうではあります。こういうことは非常によろしくない動きであつて、私はそういうものは関知いたしておりませんし、そういう動きと事件とは無関係であることだけは、ひとつここで明らかにいたしておきます。また、その人たちがどういふことを言つても、この報償が実施せられる場合には、同盟に入つておるとか入つておらないとか、また分損金を出したとか出さないとか、そういうことは全く無関係でありまして、これは農地被買収者に正当に支払われるべき報償金、こういうことでございまして、本件の問題とは関係ございせん。しかも、どういふふうにして配るかといいことでありますが、そこに大蔵省としては間違つてよそへ金が行くような状態では絶対に許しません。これは厳重に監査をいたしまして、これは絶対に受給者である、間違ひはない、こういう認定がつかなければ、私のほうでも交付公債を差し上げるといふようなことはいたしません。ですから、農地被買収者同盟にこれを出したものは全部やるとか、そういう支出は絶対にいたしません。そこは大蔵省でございまして、国民の税金を預かるためには、国民にすべてガラス張り、後世にわたつても信用を得るような確実な方法でなければ交付しないということでありまして、御心配いただいてありがとうございます。○河本委員長 兄玉君に申し上げます。あとの質問者の都合がありますから、結論をお急ぎ願ひます。

○兄玉委員 農林大臣がきのうから要求しておつてさつき来られたわけですが、これは一番問題の本質でありますので、先ほど大蔵大臣の農地開放に対する認識と私は多少見解が違ひますので、この際主管大臣である農林大臣が来られましたので、お伺いしたいと存じます。農林大臣は、今回のこの給付金の法案について、私は先ほど来心理的影響といふことの分析をいろいろ追及したわけですが、結局地主が相当な犠牲において開放した農地が不当に転売されたとか、あるいはまたこの開放によって相当多数の耕作農民に非常にしあわせをもたらしたとか、いろいろ言われておりますが、少なくとも私は昭和二十一年の自作農創設特別措置法ができて、そうして農地改革といふものが、これは私は歴史の必然性といひますが、あのかつて第二次大戦の終結を契機として、かつての植民地である満州や朝鮮、台湾、樺太、こういう地域から多数の同胞が帰つてくるという情勢の中において、どのようにいたしたとしても過去における地主対小作人、こういうような状態の中において、この改革は不要であつたかどうか、この点について、その評価について農林大臣はどういふふうに御理解いただけるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。○赤城国務大臣 この農地改革といふものは、再々申し上げておりますように、高く評価しておりますのでございまして、いまもそうなつております民主主義化ですか、民主化に相当貢献しておる。もう一つは荒廢した戦争中の農業を再建した。ことに食糧につきましては、一億飢饉におちいらんとするような状態でありましたが、この土地の開放によりまして耕作者がその土地を所有した。こういうことで、自分の土地で耕作ができるという意氣込みから食糧の増産等にも相当寄与したために、一億国民の飢饉を救つていった、こういうようなこともありますので、この農地改革は相当の貢献をなした、こういうふうに認識しております。

○兄玉委員 私は、いま大臣の答弁に明らかとおあり、やはりこの農地改革がもたらした意義といふものはきわめて重大だと思ひますが、少なくとも農地といふものは、実際に農地に耕作する人がほんとうの利権を持つべきであつて、自分では実際に農業に従事しないで、これを小作人につくらしてそれで気がねをしておる、こういう形において農業の発展はない。いま大臣の答弁にも明らかとおあり、当時における四百七十八萬八千世帯が一応農地改革によって自作農としての立ち上がりをしたわけですが、この及ばした影響といふもの、この功績といふものは、私はかつての地主が果たしてきた役割りより、より大きなものを持つものではないかと考えるわけですが、この点についての比較について、農林大臣はどのような反論をされるのか、お聞かせをいただきたい。○赤城国務大臣 これは日本に貢献したということに対して、かつての地主とその後の耕作者とを比較するといふような比較が無理だと思ひます。比較の対象になりません。地主は地主としてのそのときの存在理由があつたと思ひます。しかし、民主化してからは、地主といふことではなくて、やはり耕作者として、農民としての寄与、こういう面でも立ち直るといひますか、そういう面でございますので、かつての地主の寄与とかあるいはその後の状況と比較の対象にするのはいかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、この改革といふものは、日本のためにも、日本の国民のためにも非常に意義のある貢献をした、こういうふうにして申し上げておるのであります。○兄玉委員 そうでありますならば、先ほど来いろいろ御質問しましたが、とにかく戦後の日本の経済再建なり発展に寄与したのは、必ずしも地主だけが貢献したものではないといふことは、農林大臣自身もいまお認めになつたとおありです。そういうふうなこの二十年間の歴史の歩みといふものを見てまいりますならば、あえて地主のほうだけにこういうような報償金なり給付金を与えなければいけないという根拠といふものは、あらゆる角度から検討しましても、どうしても納得ができません。そのことについて特に私は農林大臣にも御質問したいことは、いままで政府の資料によりまして、とにかくそういうふうな最高裁の判決をまつまでもなく、農地被買収者等に対する被買収者問題調査会の答申、あるいは総理府に設けられました調査室の統計等から判断いたしましたも、特にかつての地主であつた人たちの生活状態にいたしまして、決して一般世帯より上ではないわけではあります。しかも、むしろより上位にランクされておりますし、同時にまた収入別の

十萬、二十萬、三十萬、四十萬、こういう統計等からいたしても、かつての被買収者の場合において、その所得において四十萬圓以上の所得者が全体の六八〇、とところが一般の場合においては六〇〇という低位にあるわけでありまして、しかもこの総理府の各統計等によりまして、この妥当性につきましては、ほとんど六〇〇以上という報償の必要性がないということがはつきり世論調査の結果にも出ておりますし、加えまして、この工藤調査会長の答申の結語としても、いわゆるこれらの点について、被買収者に対して巨額の金額を交付することは、諸般の情勢上適当でないとする意見が多かったという結論等から判断いたしましたも、私は、特に農林大臣として、今日日本の置かれてある農業政策というものが、特に農業構造改善事業等におきまして、まさに行き詰まりの状態にあるのではないかと考えるわけでありまして、そういう時点に立つて、千四百五十六億という金がほんとうに前向きな姿勢で使われるとするならば、より多くの農民の今後の生活の安定と農業政策の向上に役立つものだと考えるわけでございますが、これらの答申の内容なりまた調査室の世論調査の結果等から推して、この給付金が妥当であるかどうかというふうにお考えになりますか、御見解を承りたいと存じます。

○赤城國務大臣 私、再々申し上げておりますように、このたびの措置、報償金を出す措置というものは、農政プロパーではございません。農政と離れた別個の立場からこういう金を出すということでございますので、これは農政面から考えたものではないというふうには私は理解しております。でありますので、農業面から申し上げますならば、やはり農地改革の基礎に立つて、そうして農業を推進していかねばならない。最近でいいますならば、農業基本法の線に沿ってやっていかねばならない。でありますから、私は、農地改革によって推進すべきことをしなかつた面が二つある。一つは、土地改良をする、基盤を整備す

ることでありまして、農地改革をして、国が一たん所有して管理しておつたのですから、そういうときに思い切つて土地基盤を整備しておくべきであつた。しかし、そういう整備をしておきませんから、その後におきましてこの土地の整備、基盤の整備を行つておるような状況でございます。これは農政でございます。それからもう一つは、日本の土地の経営の零細性であります。農地改革によつて耕作権が所有権に移つたというだけでは、ほんとうの意味はなさない。この再配分といひますか、ほんとうは経営規模が大きくなるように日本の農地の改革がさらに進めておられなかつたことが欠点だ、こういうふうに考えます。そういう意味のことを、いまからでもおそくないからやろう、私はこういうふうな考え、土地基盤の整備はいままでも着々とやってきましたが、さらに強化する。あるいは日本の零細農の経営というものを、零細農から脱却するような方途を講じていきたい、こういうことが私は農政だと思ひます。でございますが、この報償金の交付ということは、農政とは別個の意味でいたしておりますので、私はこの点は農政として論ぜられては困ると思ひます。そこで、しからばそういう金があるならば、もつと農業に、農政に使つたらいいじゃないか、これは一応ごもつてもございします。しかし、この金があるから農政のほうの金を出さないということだつたら、これはゆゆしき問題でございますから、私はこういうことに反対せざるを得ない。しかし、これは農政と離れた金である。農政のほうには農政として十分の要づけをしていく、またいかにせなければならぬ、これは財政当局と先ほど申し上げましたように話し合ひをしております。それがあるがために農政のほうの金を出さないというものであつたら、私は承知できませんけれども、そうでない、農政は農政として日本の農業を推進していくしかるべき財政の要づけをする、こういうことでありますならば、農業政策とは別個の意味におきまして報償金を出すということにつきましては、私は賛意を表しております。

○河本委員長 兒玉君に重ねて申し上げますが、先ほどの理事会の打ち合わせで、本会議開会までに社会党の三人の質疑を終えることになつております。結論をお急ぎ願ひたいと思ひます。

○兒玉委員 それでは委員長からそういう御注意がありましたので、あと二、三お伺ひしたいと思ひますが、先ほど長官の答弁の中に非常に注意すべき発言があつたと思ひます。それは今後農地の転売がなされて、先ほど来再三答えておるやうに、非常に心理的影響をさらに拡大するやうに、かつての開放農地が無制限に転売されていく傾向にある。この点、私はやはり国の施策として、今後、農地は本来の農業の用に供さるべきものが、農業をするよりもやはり工業用地なりあるいは団地等に転売したほうが得だ、こういう思想が非常に今日農民の中に蔓延しているわけです。そういうときにおいて、特に農林大臣としてはこういうふうな被買収者問題を含めて、さらにそのやうな心理的影響を拡大する状況にあるということについて、ある程度今後の農地の利用区分等について長期の見通しと計画を立てる必要があると思ひますが、この点についてどうお考えになりますか。

○赤城國務大臣 御承知のように、農地法のできる前におきましては、農業に精進ある目的で開放された土地をほかのほうに転売するというやうな場合には、政府が売買権を持つて政府がまた買い戻しておつたわけでございます。ところが、農地法ができましたその制度がなくなりまして、農地の転売につきましては許可制をしき、あるいはまた農地の移動についても一々許可を得るということによりまして、その目的の一部分は達成したものであります。しかし、私はいま修正案を出すというわけにはまいりませんが、私の個人的な意見がある。心理的影響を緩和するということならば、転売する場合に旧地主に申し出て、私はほかへ売りたいのでございしますが、あなたお買いになりますか、すなわち地主の先買い権——これは地主から耕作人は買つたものではございません。国が一たん買つて国から買つたものでございしますけれども、旧所有者というものはあるものでございします。そこでほんとうは地主の心理的氣持を緩和するということならば、いま修正案を出す氣持ちはございせんけれども、私の私見を申し上げますならば、一応地主に対して、私はほかへ売るのでございしますが買ひになりませんか——政府としても、そういう場合には旧地主に対していまの土地取得資金の融資でも幾らでもあります。そういうことについて旧地主が必要とあるならば——旧地主も、問題が起きているのは二反、三反という零細な旧地主が多いのですから、それで旧地主は土地がほしいのです。でありますから、旧地主に土地の先買い権を与えて、そうして申し出をさせて、そうして買ひなら買つてもらう、買ひないならばほかの人へ売る、こういうやうな制度を併用すれば、これは転売の場合等におきます心理的緩和は非常にできるじゃないか。これは私見でございますが、修正案ではございせん。そういうやうな氣持も、私は持つておるのでございします。しかし、転売等につきましていろいろございしますが、これにつきましては、やはりある程度の土地計画といひますか、農業地帯は農業地帯、あるいは工業地帯は工業地帯、住宅地帯は住宅地帯という一つの土地計画といふものをさらに進めていかなくちやならぬと、私は思ひます。そういう線に沿ひまして、いまの農地法に行なわれておるところの制度等を活用する、あるいは農地法をときによつては改正していく、こういうことによりまして土地を最も有効に使つていく、こういうことが必要である、こう思ひます。

○兒玉委員 私は、いまの大臣の答弁について多少疑問を持ちますが、いずれにいたしましても、この法案を出した意図といふものが、そのやうな不要な——不要とはいひませんが、国の土地利用

区分等による無策がもたらし、しかも土地の暴騰について何ら抑制の手を打ってこなかったというところにも一つの大きな原因があるかと思うのですが、この際特に大蔵大臣にお聞きしたいことは、そういうふうな農地の転用、流用等によって不当な、ということこれは言い方が足りないかと思いますが、せつかく開放された農地が、そういうふうな情勢の変化に伴って、何と云うのですか、巨大な利益を一部の人が得るといふことは、今後の農業政策上の重大な問題であらうかと思ひますが、今後の土地価格の抑制という面等から、特に大蔵当局としては、今後の公営住宅の建設なり地方交付税の交付等についても重大な関連を持つ問題でございますが、このような土地の流動と、それから暴騰に対する措置について、これに関連する問題としてどういふふうにお考えになつてゐるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○田中農務大臣 開放農地が他に転用されるということについては、土地政策上というよりも、農地政策上制限をしてはどうかという問題、よくわかります。わかりますが、現在の開放農地を他に転用して不当にもうける、これを抑制する手段というものは、いまの税法によつて売買利益に対しては課税をする、これ以外にはないわけでありまして、これは先ほど申し上げたように、これはほんとうに一番初めに自作農をつくるためにこれを開放したのでありますから、農地以外に転用する場合には、これを旧地主に返すとか、国にまたこれを渡すとか、そうでなければ差益は徴収するとか、当時そういうふうな制度があれば今日のようにはならないわけでありまして、いま既得権でありますから、これに対して特別な税率をもつて差益金を徴収するというのは、現在の憲法上できません、これは既得権でありますから、これはさんざん検討してみたのです。みたのですが、そういうことはできない。もう土地を自分の物にしてしまつたわけでありまして、だからいまのいろいろな調整は、農地としてこれを残すためにどうするか、こういう農地の問題としてのこれからのいろいろな

問題がございます。

一般的な土地問題、これはまあなかなかむずかしい問題でございます。ございまして、土地というものの対しては、人口計画、土地計画、国土計画、こういうものを出したと勝負ではなくて、明らかにこれから人口は十年たつたら一体どうなるのか、日本の土地といふものはいまどうあつて、工業的に使うもののパーセンテージがどの程度全産業の中に入るのか、こういう計画等をつくりませんと、東京や大阪等に、これから十年の後に全人口の五割が過度に集中する、こういう状態ではどうにもならないわけでありまして、いまや新しい意味の国土計画、人口計画、それに産業計画を合わせる、こういう徹底した土地計画を立てる必要がある、私はこういう考え方でございまして、

○見玉委員 最後、いままでの答弁を聞きまして、いづれにしてもこの法案によつて立つところろは、われわれはどうしても納得できない。同時に、最後に農林大臣に要望したいことは、これだけの金が、いづれはどうせ旧地主といへども農業を経営しているわけですから、もう少し国家的な見地から、千四百五十六億の金が利用できるように、いま少し農林大臣もひとつ腰を据えて大蔵大臣にぶつかかるべきだ。ただ御無理ごもつとだといふ低姿勢では、せつかくの赤城農政が泣くと思うのです。しかもこの法案というものは、からだだけには前に向いてゐるけれども、エンジンのギアはバックにしてうしろを向くような法案であり、全国民は納得できないし、この千四百五十六億の金は、決して農業政策の前進には役立たない、こういう立場から強く反対の意思を表明いたしました、私の質問を終わります。

○河本委員 米内山義一郎君。この化けものみたいな法律案が、出まして、聞けば聞くほどわからなくなるわけだ。なぜかと申しますと、この法律には根拠が不明なわけだ。足がない。さらにこの法律の効果といふものが一向明らかじゃない。いわば幽霊みたいなものを中

心に論議するから、あなた方が答弁すればするほど欠陥が出てくる。そこで、まともなことを答えるには、むずかしいことを必要としない。いいかげんなことをごまかそうとするから、くどいことばで長々と言わなければならぬ。ですから、この法律の目的を、国民がわかるように一口に言つてくだされ。

○橋本政府委員 一口にと言われるとなかなかむずかしいのでありますが、米内山さんがおっしゃる通りに一口に申し上げますと、よいことをした人にはほつびを上げようということになると思ひます。御承知のように、戦後のいわゆる日本の農地改革の成功は、これは資本主義の国と共産主義の国とを問わず、ひとしく称賛をしておるわけですから、これは皆さんの御協力も大いにあつて力があったのであります。そういうわけで、

○米内山委員 それじやお聞きします。もう答弁がぐどくなつたのです。ばくは別に共産主義、資本主義を聞いたのじやない。いわばこれは一口にほつび法律だということ。功勞に対する手形、それじや賞勳局か恩給局でやればい

じゃないですか。しかも、農業に対する功勞というなら、これは農林大臣にも関係があるが、一体政策を分類するとき、これは社会政策なのか、経済政策なのか、あるいは文教政策だが、防衛政策だか、こう分類してくれば国民もわかりやすいが、常識的に分類するとどっちになりますか。

○橋本政府委員 政治の一半は、御承知のように、化学方程式のH₂Oが水であるといふようなわけにはまいらぬのでありまして、その中にはいろいろな要素が含まれておりますから、米内山さんがおっしゃる通りに、ある意味においては社会政策的な意味もあるだろうし、ある意味においては善行に対する褒賞的な考え方もあるだろうし、社会的な変化に伴つてそれらの措置が行なわれることは、やはり政治の要諦であると思ひます。単にいわゆるH₂O式のだけでは解決のできないところに政治のうまみがあり、これは政治の大道であると思ひます。

○米内山委員 そういう政治の要諦だとすれば、わが国にも外国にもそういう例があるはずだが、われわれは寡聞にして知らない。一人二人や何かの功勞者のこういう大がかりな褒賞といふものは聞くことはあるが、一つの戦後の革命的な法律に基づいて行なわれたことについて報償を行なう、しかも二十年過ぎてから報償を行なうなどという事例は、わが国の政治の歴史の上に例があるだろうか、ひとつ聞いておきたい。

○橋本政府委員 おっしゃる通りに、この法案はきのうきよう出したものではありませんが、数年前から政府はその意図を持って国会におはかりをいたしたのであります。が、残念ながら今日までなお実現を見ておられない。

そこで各国の例であります。が、もちろんこれは政治のあり方の違いもあります。御承知のように、欧米諸国は合理主義の政治が行なわれておる。日本は大隈侯ではありませんが、東西文明の接点に立つて王道政治をやろう、こういう考え方がありますので、そこには違つた考え方のもとに

行なわれることは、あえて政治の要諦から考えて、これは東洋的でもある、かように御理解願ってけっこうだと思ひます。

○米内山委員 そのことは全然納得いきません。しかし、こんなことにこだわっているわけにいきませんから、次の段階に進みましょう。

この一千五百億という金は、少ない金じゃないわけですね。こういう金を使つてどういふ効果が発生するか。同時に、逆に聞いてみましょう、やらなければどういふ混乱が起きるのか。これは両面から聞いてみないとわからない。これは官房長官に……。

○橋本政府委員 金額の大小の問題は、所管の關係から大蔵大臣あるいは農林大臣等から御答弁がありましてから、私は数字の大小についてはお答え申し上げませんが、ただ御理解願ひたいのは、いわゆる心理的影響、こういうものによつて、お互いが政治のありがたがわかる、いわゆる社会のある意味におけるそうしたあたりの感情、こういうものが理解せられるということになれば、私はやはり大きな効果をあげ得るものであらうと思ふのです。御承知のように、これは先ほど申し上げましたが、買収されました土地を受けましたいわゆる自作農創設者、昔でいうところの小作人といわれる方々が、こういう点についてはやはり政府が考へてほしいという気持ちがあるゆえんのも、政治には涙あり温情ありということにやはり政治の値打ちがあると考へて、そういう意味での効果は十分にあげ得ると考へております。

○米内山委員 涙は特定の者にだけ注ぐべきではない。もつと涙を雨よりも多く注がなければならぬ階層が今日拡大しておるんじゃないか。地主に限つて雨を降らせるといふ自民党政治というのは、国民のだから考へてもおかしい。

それからこれは大蔵大臣、きのうあなたはともやをなくすために言つたが、もやもやというのは、いま官房長官が言つたようなことですか。

○田中國務大臣 この法律案は、提案理由の説明

にあるとおりの理由によつて提出をして御審議をいただいておるわけでありまして、いろいろ御質問がありますので、この法律を提案した効果その他評価の面から考へますと、いろいろなきがござい

ます。そのいろいろの中にあつたのが、もやもやがありますから、そのもやもやをなくすことにも大いに効果があります。こう申し上げた。しかし、これは笑いごとじゃない。まじめにお考へいだきたいののは、ここにちょうど松井さんもおります、土地問題というのはどこでもたいへんなことでありまして、が、一國の運命をかけての農地開放ということをやつたわけでありまして。しかも小作

争議の問題——土地問題に対しては長い闘争の歴史がある。それがなかなか実現しなかつた。しかも敗戦というあの環境の中で、思い切つて、占領軍のメソではありましたが、結果的には地主諸君の大乗的見地に立つた協力によつて、今日の成果を得たことは事実であります。ですが、その最終問題としてピリオドを打つという場合に、この間に對しては何もないのかということをもつと考へていただきたい。あります。これはどこにもあるのです。それは先ほど御質問もございまして、自作農といふ一つの大きな命題のために、地主諸君もこういうものに應じたわけなんです。ところが、それが自作農以外、農地以外に転用される。都市周辺は何百倍、何千倍、こういう金にもなる。それに對して特別な制限もない。ですから、当然その差益といふものは徴収して何らかの処置をすべきだとか、追加払いをすべきだとか、いろいろな議論があつた。ですから、これは人間、生きとし生ける者の社会にはあるのです。お互いが何か納得しない。法律的にはちゃんと適法である。しかし、何かもやもやしている。これは事実あります。ですから、農地開放というやうな大きなものの陰にあるのです。とにかくそれはあたりまえだ、かつてさんさん搾取したんだから当然だ、こういうやうな小作が地主になつて、そういう感じ……。とにかく自分達が自作農のためにやつたところに非常に大きな公団のビルが建つて、毎日酒飲んで歩いて

いる、こういうことで、テレビにも一つそういう物語が出ておりました。そういうことが事実あるのです。そういうことが何にもないやうに考へることは、独断であります。これは事実あります。ですから、これだけ大きな事業をなし遂げられて有終の美をなすといふことであらば、こういう処置でもつて有終の美をなしたいといふことであります。私は、そうしたもやもやに對してもこれでもつてとにかく終止符を打つてもらいたい。政治の上では、そういうことを考へなければならぬ。事実そのとおりであります。ですから、私がた

だもやもやと言つたのは、これは言えればわかることであつて、そういうことを事ここまかにいまの時期において赤裸々に人の前に出していい問題では

ありませんが、とにかくもやもやがある、そういうものをなくする効果もあります。こういうことを申し上げたのでございまして、そういうことは、政府がやらなければならぬ仕事なんです。民生の安定、国民福祉の向上のためにこそこういう施策は必要なのでありますから、これはやらぬでいいといふことは認識の違ひであつて、あなた方も政府の立場になれば、もつとやうやうということになります。

○米内山委員 答弁者に申し上げますが、こつちはなるだけ時間を節約して簡潔に質問するが、十倍も長く答弁する、それでは時間がなくなりまして、もつと簡潔に——日本には俳句といふ便利なものもあるのです、よいこととは言わないでもいい。これは実は官房長官にも申し上げておきたい、この化けもの法律、根拠不明の法律は、理を尽くして法律にするならば別ですが、理を尽くさない前に強行採決などということになると、これはたいへんだと思ふ。われわれは知つております。議會政治といふものはどういふものか、これは多数決でできるべきものだが、ただし条件がある。理が五分と五分の場合は多数決でもいい。理のないものが多数だけをたよつてやるということ、議會政治の否定になります。しかも、現在は日本の民主主義、議會政治の危機ではないのですか。自

民党は多数の上にあぐらをかく。いまの制度では多数が権力を持つにきまつておる。東京都のあれをこらんなさい。都政の中の自民党首脳部は、いる場所を事務所に変えておるじゃありませんか。一事が万事なんです。

そこで、さつき大蔵大臣も言つたが、理論を通して、理を尽くしてやりましょうといふから、もつとわかりやすく答弁していただきたい。いいですか、ばくはきのうからあなたの答弁を聞いていますと、何かウグイスの谷渡りを聞いておるやうだ。浪花節という人もあるけれども、国会では

そういう答弁は通用しない、私はそう思う。特に大蔵大臣といふものは、閣僚の中でも重大なんです。金の取り方と使い方をきめるものでしょう。しかもその際に、きのうは、わが国はこういう報償もできるやうになつたといふやうに、一千五百億という金はあつたかも知れないやうな印象をわれわれに与えている。しかも根拠不明のもやもやを払うといふならば、政治といふものは——あなたはさつき高度の政治性とおっしゃつたが、これは、きょうよくなければだめだ。あしたはもつとよくならなければいけないんだ。きょうはどうか

こうか済めばあすはどうなつてもいいといふのは、高度の政治性ではない。ここで、さらにもう一つ、特に財政担当の大臣にばくが申し上げておきたいことは、ものには順序があるといふこと、どんな正しいことでも、順序を間違ふと悪い政治になるのです。結果的に悪くなる。あなたはこの順序を間違えておる。もやもやを直すならば、東京のスキモックを直しなさい。一千万近い人間の肉体をおさかれて、住むにたえない首都になつておる。宮城周辺の松まで色を変えておる。一千五百億をかけたから、これを退治するめがつくのではないですか。どつちに緊急の度があるか。希硫酸をつくるとき、水に硫酸をまぜるか、硫酸に水を注ぐかで結果が違ふ。あなたはそういうことを考へて答弁なさつておるかどうか、ばくは疑問なん

です。そういう観点に立つて私は質問を續けていきますけれども、大蔵大臣、この一千五百億とい

をこう簡単なことに使われるということに対して、農民は容易ならざる抵抗を示す。私は、そういう意味でこの問題はあやまちがあると思う。しかも対価が安いというなら、補償すればいい。気の毒料みたいなことに金を出すということはおかしいじゃないですか。

農林大臣にお聞きしますが、地主が農地改革に協力したようなお話をしますが、結果的にはそういうことになっていきます。では、農地改革以来、農地改革に反対して訴訟をやった件数は何万件あります。最高裁の判決があったから引き潮のようになっていますが、現にまだあの当時の農地改革で大地主や山林会社が訴訟を継続中じゃないですか。当然あの法律において農耕地として収用されるべきものが、金にまかせて弁護士を頼んで、地裁から高裁、最高裁まで争っているうちに、十何年経過した。この事務は、国の地方県知事に対する委託事務で、その経費は国が負担しなければならぬ。ところが、この経費は減らす一方でしよう。地方財政はやることはできないから、示談示談というふうにしてじだんだん踏んでいく。こういうふうな実態をあなた方は考えないで、地主が協力したなどということは、地主を理解しないものなんです。地主は協力的でしたよ。協力的な地主もある。いま補償をほしがっているのは、村長にもなれないブローカーみたいなだけけが地主会に寄生している。そうではない清潔な人たちは、農地改革に感謝しているのだ。これで救われているのです。考えてごらんない。人間のしあわせというものは、物を持っただけじゃないんだ。生産労働を忘れて寄生虫のような地主生活は、地主層の子孫を不幸にしている。農地改革によって生産労働に目ざめた人たちは、社会党へ入って、県会議員になっている人もある。何も農地改革は地主全体を不幸にしているものじゃない。分けなさい。

これは全部じゃない。村へ行つてごらんない。挙家離村というが、部落がなくなるような土地がある。ここでは転売も値上がりもない。こういう地主さんは、小作人であつた農民が没落するのに涙を流している。都市近傍の地主さんは、十何年たつてから、あの土地が何何万円に売れたといつて腹が立つかもしれないが、こういう考え方は高度な考え方といわれませんか。隣が蔵を建てると腹が立つといふのは、昔の地主根性だ。こういう低級な思想で、これを国があつて報償するなんというところは、ほんとうの意味で農地改革に協力し、そうしてその後の農業発展の成果を喜んでる旧地主の諸君に対しては、失敬に当たるとさえ私は思う。こういう観点に対して大蔵大臣、農地問題や地主、小作関係に詳しいいふ心遣いが、あなたの地方の地主さんはどういう心境でおられるか、ひとつ聞かしてもらいたい。

○田中国務大臣 たいへん長いこと御説は十分拝承いたしました。旧地主と小作との間にはいろいろな問題もあります。ありますが、私たちは、こういう措置をすることによって、この農地開放という大事業に終止符を打ちたい、全く名実ともに終止符を打ちたい、こう考えております。地主の皆さんも、政府がおそまきながらもこの大事業に對して協力をした地主に対して何らかの報償をやるというところで、非常に安穩な気持ちになつておられると思ひます。やはりいいことをしてあげば、人もこれを顕彰するのだ、こういう多小安穩な気持ちでおられるのではないかと考えられます。

○河本委員長 米内山君に重ねて申し上げますが、だいぶ時間経過いたしましたので、結論をお急ぎ願ひたいと思ひます。

○米内山委員 たつたそれだけです、この法律の意味は。

○田中国務大臣 るる申し述べれば長過ぎると思ひますが、御質問に簡単に答えればそれだけです、それだけじゃないのです。もうきようもきのうもおととも、ずっと御質問に答えておるの

です。それから、そんな端的な理由で本法案を提出したのじゃありません。

○河本委員長 米内山君、先ほどの理事会の打ち合わせで、あともう一人本会議までに質疑をせられる予定になっておりますから、結論をお急ぎ願ひたいと思ひます。

○米内山委員 たつたそれだけかというの、長く聞きたいという意味じゃない。あともあるならもっと聞きたいということですが、大蔵大臣、あなたが財政支出を決裁するとき、これだけの金を出せば、これだけの効果があるということ、これは村長さんでも考えることだが、この支出によつて起る効果というものをどういふふうな意味で、何と比べてどの程度か。何ゆゑにこれを十年も延ばしたかということ、前からの事実をやるということは、緊急性がないということと理解していいわけですか。何のショックでいまここに一千五百億に近い国民の負担を伴うあれをやつたか。その効果はどうか。どういふふうな観点に立つてやつたのか。

○田中国務大臣 もうるる申し述べておりますとおり、国民の税金を預かつておるのでありますから、これがただ易々諾々として本法律案に簡単に賛成したのじゃありません。長いこと、これよりもなお他に投資をすることがより国民的なプラスではないかと、いろいろな経過を経て、そうして最終的に内閣として御審議の法案をきめたわけでございます。これはもう内閣は連帯して国会に責任を負つておるのでございまして、最終的にはこういう必要性がある、こういう内閣全体としての決定によつて提出したわけでございます。

その効果というの、もうるる申し述べておりますように、国の中に、こういう大きな大事業をしたことに対して顕彰するといひますか、報償する、こういう必要性を感じたわけでございます。そうすることによつてこの大事業に有終の美を飾る、こういうことは、これは国として考えても効果あり、こう認定すべきであります。

○米内山委員 はつぽつ結論をつけますが、大体

そういう考え方はわからぬことでもないが、一つわかつて、もつとわからないことがある。地主だけが戦後の農業建設や国の経済に貢献したのかというところは、これは第一問題点です。少数が大事か、多数の犠牲が尊ばなければならないかという事です。こういう報償などをやるならば、公正にやらないと逆効果が生ずるものです。かわい子供にだけ賞品をくれて、かわいくない者は、でも落第させるといふようなことは、あり得ない。いままでこういうことがある。いわゆる終戦直後のやみ値と強制供出価格の差の犠牲が論及されましたが、まだまだ多いんですよ。特に額に汗している農民階級に多い。戦争中徴兵保険というのがあった。これは満期になつても三百円か五百円しか取れない。娘が嫁に行くときのたンス、長もちという意味で、一日七十銭か八十銭の手内職で一月三円四角の掛け金を十年かけて戦争になった。五百円受け取つたら座ぶとん一枚買えないという犠牲も、農民の中にはある。こういう人たちはどうしてやる。別に国家に要求してないでしよう。ただ、こういうことをやりますと、眠っている子を起すような結果になるのではない。この問題は、理を尽くさない前に強行採決などやるというところは、政治的に問題がある。その次には一波が万波を呼ぶ。日本の経済財政にさえ及ばしかなない心配があるんです。いまの自民党政府としては、この種の戦争犠牲者というか、敗戦後の経済建設の協力犠牲者に対して、あともつと重大なものがあつてもやるつもりなのか、やらなかつてもりなのか、この点をひとつ官房長官、はつきりしてください。

○橋本政府委員 これに関連してほかの問題も今後扱うのかというお話ですが、政府としてはその問題については考えておりません。

○米内山委員 自民党としてはどうでしょう。

○橋本政府委員 私は、政府のほうの官房長官でありますから、党のほうのことは答弁の限りでありません。

○米内山委員 それじゃ、これは五月七日の青森

算に対してでございますか。

○只松委員 そうです。

○八塚政府委員 そういたしますと、約〇・四〇というところになるかと思ひます。非常に大ざっぱでございますが、農林省三千七百億、全予算三兆四千億でございますか五千億でございますから……。

○只松委員 農林省予算に対して何……。

○八塚政府委員 農林省予算は、ただいま申しましたように、本年度はわがほうといひますか、被害者問題に對します予算は四億八千万でございます。これはつまり被害者に対する給付金でございます。これは、給付金は、この国会でこの法案が成立いたしますと、實際に第一年度の償還にかかるとの四十一年度でございますから、本年度は給付金の予算はございません。

○只松委員 単年度にいたしまして四・五〇、本年度の予算に引き直すと、四・〇〇をこすことに一千四百五十億といふのはなるわけなんです。こういうふうな膨大な予算、これは農林省関係の予算をこらんとすると、これはあなたたちは専門家だからおわかりでございますが、たとえば被害という意味から、たとえば鉱害というふうなもの、鉱害も、これは国のために石炭を掘るわけなんです。石炭を掘って、農地が陥没したりする、こういうことのために鉱害といふのがあつたわけなんです。この予算は幾らになつておるか。十六億くらいなものでしょう。幾らですか。

○石田説明員 いま調べましてお答え申し上げます。――鉱害復旧事業費は、四十年におきまして二十六億三千万でございます。

○只松委員 いまお答えのとおり、わずかな額でございます。単年度百五十億の農地補償を通れば、という被害に對する補償であるかといふことも、私は、戦争被害としていろいろお尋ねをしたいと思ふのですけれども、農地関係の被害といふことにいま一点焦点を合はしてしほりまして、これは鉱害といふのは、北九州へ行ってごらんなさ

い。遠賀郡からずっと――私も生まれそのものが九州なわけなんですけれども、もともと北九州は非常な美田だったのですけれども、この美田が、炭鉱で下を掘って、特に戦時中、戦後の乱掘のために陥没する。そして美田といふものが、一望千里アシがはえております。たんぼではなくなつてしまつておりますが、これに對する十分な補償といふものは、いまだ行なれておりません。いまの予算案を見ましても、これはわずかなものでございます。年々北九州なり福岡県から被害復旧のためにどれだけの激しい陳情團が参つておるかといふことは、御承知のとおりだと思ふので、この鉱害復旧はこれで十分だ、こういうふうにお思ひになつてゐるわけですか、どうです。

○赤城國務大臣 予算で適當に土地改良をやつておりますし、いままでの要求には満ちておるといひますか、地元からの要求にはこたえておるといひます。

○只松委員 いま地元からの要求には十分こたえておる――十分といふことは使われませんが、こたえておるといふことです。十分であるかちよつとこたえておるか、こたえるにもいろいろあるわけなんです。試験の答案だつて、百点の満足の答案もあれば、十点の答案もあるわけなんです。ただこたえておるではどうしようもない。私も福岡の出身で、北九州市長も私の友人ですから、そういう事情もよく知つております。したがつて、こたえておるといふことは答弁にはならないと思ふのです。十分にこたえておるかどうか、どうです。私は、十分にこたえておらないと思ふのです。これで十分といへば、北九州の農民はえらいことおこつてしまふと思ふのですが、これは十分ですか。

○赤城國務大臣 何でも十分というわけにはいきません。たいてい十分でございます。不十分でございますが、予算は、地元の要求といひますか、要望にこたへまして、どこどこ土地改良してくれ、こういうような鉱害による土地改良の希望がありますので、それに見合つて大体予算を

計上してゐる。でございますから、十分ではございませんが、見合つた予算であると思ひます。

○只松委員 十分であると答えられようはずがございません。あれも少し金さえかければ、それこそ美田に還元することが十分にできるわけなんです。あるいは美田に還元できなくても、これは住宅なんかに幾らだつて使える。これがそのままに放置されておられますから、北九州の沿線は見渡す限りの、ハスのたんぼになつておるのはまだいいほうでございまして、ハス田ではなくて、そのまま放置してアシの原になつてしまつておる。日本の国土が、鉱害のためとはいへ、こうやつて放置されておる。これを復旧すれば、復旧する費用をつぎ込めば、方法があるわけなんです。こういうものを放置しておいて、あなたたちは別に必要でもない――あなたたちは必要といつてやつておられるのかしれぬけれども、われわれ日本国民から見れば必要でない農地賠償といふような、一度最高裁で明確な判決まで下つておるものに、どうぼうに追い銭といふことはたいへん失礼な言ひ方でございますけれども、報償的なお金をさう、こういうことであるわけなんです、これは全く本末転倒もはなはだしと思ふのです。どうです、農林大臣として、こういう不急不要のものではなくて、北九州の鉱害で美田がもうアシの原になつておる、こういうものを取り急ぎ水田化する、あるいは住宅難のりからこれを住宅地に転用する、こういうことも十二分に、一億から二億大金をかければこれはいつでもさういふことになるわけなんです、これは必要だと思ふようになりますか、どうです。

○赤城國務大臣 一つの例を引きましたが、私は再々申し上げておりますように、この報償といふ問題は、農政として取り扱つておるのではないのでございます。国の別途の考へ方からさういふ金を出さう、出すのが至当だ、さういふことでやつておるのでございます。でございますから、農政は農政として、たとえばいまの鉱害なら鉱害に對しましては、もっと要求がありますならば

それに沿うだけの予算もつきますし、さういふうな態度で農政は農政として進めていくことに変わりはありません。これも十分だとは私は考へておりません。

○只松委員 いま農林大臣のほうから、農政ではなくて国全体の立場からと、さういふお話があつたわけでございますが、それでは話を私はそつちに進めてみたいと思ふのです。

いまおつしやつた意味は、おそらく広範な意味の戦争被害、直接の被害といふよりも、戦争による社会構造の変化に伴つて、そしてこの被害を補償する、さういふ意味だと私は思ふのです。さうすると、援護局長、総務長官でもさういふことですが、戦争被害といふものは一体どういふものがあるか、日本国民が受けた戦争の被害についてここで話を承りたい。

○日井政府委員 戦争被害といふと非常に広範になるわけですが、その中でも一番目立つておりますものは、応召軍人の戦死、戦傷、またその家族の受けた痛手、あるいはまた海外に於て引き揚げてきた方々、それからそのほか内地におきまして戦争に協力のために軍人に準じていろいろ働かれた方々、さらにそのほか戦災による死傷者の方々もあつた。あるいはまた原爆による被害者の方々もあつた。さらには範圍をもつと広げれば、疎開とかあるいは爆撃によつて損傷を受けた方々、非常に広範にわたるわけでありまして、

○只松委員 いま戦争の被害あるいは戦争により受けた損害のきわめて顯著なものの中の一部のお話をされました。しかし、いまあげられたようなものは、今次太平洋戦争による直接の被害、あるいはさういふ社会構造の変化、農地改革のやうに結果できた犠牲者、さういふもののごく一部だと思ふのです。たとえば非常に小さい、あるいは無形的な例から話をしますならば、この戦争で結婚の当事者をなくしまして婚姻を逸してしまふお結婚できない人々、さういふ人々は半ば女性としての人生を喪失した。あるいはさういふ話を出すと

もの笑いというようなことをおっしゃるかも知れませんが、その当事者である年齢の女性たちにとっては、これは非常に深刻な問題であるわけですが、これは何ら目に見えておりません。しかし、そのことによつて女性の一生というものをなぐさしてあります。こういういわば無形の被害をはじめ、私も予備学生から大東亜戦争に持つていかれたのですが、私の友達もたくさん死にました。私は持つていかれたけれども、その間學業中途で大學卒業証書もおかでもらつておらない。もし官庁や何かに就職するとなら、私は大學三年まで行つておつて専門學校の取り扱ひしか受けないのです。こういうものは、非常な無形の被害なんです。こういうことから始まりまして、いまおっしゃいました原爆の被災あるいは企業合同による被害、あるいは直接の戦災、あるいは家の立ちのきあるいは徴用、また問題になつておりますこういう農地の——私たちから見れば転用でございまして、地主さんから見れば取り上げられた、こういう物的なものだけでなく、私たちがこの世の中におつて生存しておるその生命さえも奪われたり、あるいは大きく人生航路をくずされておる、こういうことが山ほどあるわけなんです。そういったしますと、政治というものは、ただ単に一部の者に、あるいは強い者に何らかの報償を与えたり、あるいは恩賞を与えたりすべきでないことは、もちろん言うまでもないわけでございます。しかし、この農地報償法案というものは、私たちがどんな角度から見ましても、全く特定の一部の者に恩恵を与えておる。しかもたびたび引例されておりますように、それは合法的であり、一ぺん國家が買収したものである、こういう最高裁の判例が出ておる。一ぺんそれに該当する費用まで支払われておる。それが二十年たった今日、こうやつて再び報償金を出そう、こういう形をとられておるわけなんです。これはたいへんに政治の邪道だと私は思うのです。その内容に入る前に、總務長官として、そういう政治というものが一体あつていいのかどうか、こういうことについて

てひとつ伺ひをいたしたいと思います。それから大蔵大臣もせっかくお見えになりましたから、いままでそういう中で直接戦争犠牲者に私われた、あるいは農地報償のように、こうやつて戦争の犠牲になつたために支払われた費用というものは、幾らか、あるいは今後どれだけ支払われるか、あるいは、これは推定になりますけれども、私たちがこうやつて学生から兵隊にとられた、こういうものが——私たちは一銭の恩恵にもあつておりませんが、私はこれまで補償しろとは申しませんが、こういう徴用や家の立ちのきや企業合同や、そういうことによつて将来を誤つたり、あるいは生業を失つた、こういう者まで補償しなければならぬとするならば、何百兆、何千兆の費用だと思ふのです。そういうものが全部この農地報償のように支払われるとするならば、どれだけの費用が要するか、ひとつお答えをいただきたい。

○日井政府委員 先般のような世界大戦ともいわれるその一部である太平洋戦争では、これはもう非常な広範囲の犠牲者が出たことは周知のとおりなんです。したがつて、多くの気の毒な方々がたくさんあられる。お互いさまたちでも大なり小なりの犠牲、また苦しみというものを受けておるわけでありまして、しかし、今度の報償は、戦争の直接の犠牲によるいわゆる戦後処理というやうなものとは違つたものでありまして、それには大蔵大臣に御質問になつたように、それぞれできる範囲内のことは、財政上のことも勘案してやつておるわけなんです。しかし、この問題は、毎回申し上げておりますように、農地改革を遂行したことによつて農村の民主化または日本の国内の民主化が非常にできて、ひいては食糧の増産となり、戦後のあの食糧危機も突破して今日の日本の経済復興、経済成長の基をなした。それが一つは農地開放というものが短期間に、しかもこのやうな大きな改革ができたことであり、結果的にはこれに協力した旧地主の諸君に対してその功績をねぎらい、また心理的な強い影響を受けたことに対

してねぎらふということでもございまして、したがつて、いわゆる戦争中の犠牲者に対する手当てというものはまた全然別個のものであるということも申し上げておきたいと思ひます。

○田中事務大臣 大体どのような戦争被害を受けたかという問題に対しては、国民全部が大なり小なり戦争の被害を受けておる、こう申し上げておきます。

それから、この法案は戦争被害とか戦後処理というものは全然別な、一つの高度な政策的な処置であるということもひとつ明らかにしておきます。

それから、戦時関係でもつて一体何をしたかというところでございまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法、引揚者給付金等支給法、南方同胞援護法、原子爆弾被害者等の医療等に関する法律、連合國財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律、未帰還者に関する特別措置法、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者特別援護法等々、いろいろなものがございまして、金額の中で一番大きいものは引揚者の約五百億、妻に対する給付金約八百億、余だと思ひますが、こういうものがございまして、数字がこまかく必要であれば、後ほど調べて申し上げます。

○河本委員長 只松君に申し上げます。時間がだいぶ経過いたしておりますので、結論をお急ぎ願ひたいと思ひます。

○只松委員 経過していません。まだ三十分たつていないよ。

○河本委員長 只松君の質疑の時間につきましては、ごく簡単にやるといふ理事間の打ち合わせでございまして、簡単に願ひます。

○只松委員 いまお伺ひいたしております、何か戦争被害は戦争被害で、農地報償はそういうものとは全然別個に、何か近ごろ起きた政治的問題である、こういうふうにお答えになつておりますけれども、これは私はいへんな、善意では思ひ

違いかもしれませんが、考え違ひじゃないかと思ひます。いまちょっと話があらましたように、これは占領軍のモロシダムから発した占領政策の終戦処理の一環として起つてきたわけでありまして、これは太平洋戦争に伴う一連のものとして生じてきたことは、事実なんです。今日起つておりますからこういうことが言えるわけでもございまして、けれども、その本質と申しますか、よつて立つ基礎というものは、やはり大東亜戦争によつて、もしあなたがたがおっしゃる意味で地主さん方が被害を受けたというふうにお考えになるならば、広義の意味の戦争による被害をお受けになつた、こういうふうに私は考えるべきだと思ふ。何かこれが全然太平洋戦争と関係がなくて、別個なモメントあるいは力によつてなされたとするならば、私もきのうあたりの連合審査会なんかの各大臣の答弁を聞いておりますけれども、いわゆる占領政策じゃなくて、農民運動なりあるいは社会主義運動なり、われわれの力の中からできたものなら、この農地開放というものは別個の形をとつておつたらうと思ふのです。そうでなくて、こういう形になつたのは、やはり太平洋戦争の終戦処理の一環として出てきたから、そこで皆さん方がいろいろなことを考へておられる、こういうことが皆さん方の理論的な正当な理論づけだろうと思ふのです。そうでなくて、いまおっしゃつておられるように全然別個なものだ、こういうふうにお答えなさるならば、これはまた全然別な角度からこの論議をしなければならぬと私は思うのですが、どうです。私はやはり広義の大東亜戦争の終戦処理の一環からこの問題が起つてきておるというふうにお考えの方が理論的にあつておるのが正しいと思ひますが、いかがですか。

○田中事務大臣 私の発言が端的過ぎたかも知れませんが、申し上げておきます。

この措置は直接戦争被害というものと関係はございせん、こう申し上げれば非常によかつたのですが、あまり長い御質問をすつと二、三日を受けておりますので、ちよつと混乱があらましたか

第一類第一号 内閣委員會議錄第四十四号 昭和四十年五月十三日

昭和四十年五月十三日

—
Fi.

いうものじゃございません。これはもう十分御承知の上で質問されておるのだと思いますので、事情はひとつ了解していただきたいと思ひます。

それからこういうものが通つた場合、戦時補償といひますか、戦後補償といひますか、そういうものに波及しないという一確約があるかということでありまして、これはそうするつもりはないのでございまして、いまありません。こう申し上げるのが正しいと思ひます。いづれにしても、もう戦後二十年でございまして、ここらでひとつ線を引きたい。私は、自分の代で未亡人加給と俗に言われるものをやりましたから、ここらでひとつ線が引けないかとほんとうに思ひつておりました。その後傷痍軍人会館というものにも補助金を出しましたが、ここらでいいところだ、こう私は財政当局者として考へておりますから、すなおに申し上げておるわけでございまして。

が政治的になしておる、あるいは地主の全く一部のグループのなしておることを、そういうふうにご答弁すべきではないと思ひます。だから、この問題がこうやって荒れておるのには、ただ単に地主に對して支払うのがけしからぬ、こういうことじやなくて、やはりこういう作爲的なものがあるところに、木問題がこうやって難航するというゆゑにもあるわけでございまして、もつとこういう面に對してはすなおに御答弁いただくとともに、御答弁だけではなくて、やはりすなおに考へて、地主のこういう点はこうだ、裕福な人もあるけれども困つてゐる人はこうだとか、もつとすなおな態度で——こういう最終段階になつてきてそんなことを言えるかという気持ちもあるかもしれませんが、私なんか初めてきて、決して最終ではなくて、初めて御質問申し上げて、しかも三、四十分というところで、時間ももうございせんからこれでもやめますけれども、もつとこういう問題に對してはすなおな気持ちで取り組んでもらいたいと思ひますし、そういう御答弁を最後にお願ひいたしまして、私は終わりたいと思ひます。

がいまのような御質問のあれには出ておりませんので、その点もあわせてお答え申し上げます。○河本委員長 川俣清音君。○川俣委員 質疑をする前に委員長に警告をしておきたい。それは昨日の合同審査ですが、なぜ合同審査が行なわれたかという、農林委員会がたゞさんの法案を背負つておられますので、自民党の国対からも早く上げてくれという、それに対して農地問題も起つておることだからして、そういう問題も質疑をしなければならぬという要請が出ておつたのでありますけれども、委員会の法案を主として審議をしよう、内閣委員会にかかつておる農地補償の問題については、合同審査の際に十分質疑をしてほしいということで、農林省関係の法案を上げてきたわけですから、それにかかわらず、時間の約束があるということで打ち切られまゝならば、これからは農林省関係の法案にも影響することを、委員長十分御承知でなければならぬと思ひます。その点を——私、決して時間を私だけによせよという意味ではございせん。合同審査の場合は、そういう意味で合同審査を行つたのでありますから、あれは合同審査の委員長でありますけれども、農林委員会の意向もくんでおやりにならないという、他に波及するということだけは警告をしておきたいと存じます。

農林省で旧自作農創設特別措置法で報償が行なわれたというのを御存じなかつたようでございまして。それであとで行なわれたのだという質問をいたしましたところ、そういうことは私はないと思ひけれども、もしもあればあらためて法律ができましようから、そのときにはそういう点は除くのであるという答弁をしておられます。もしもそういうことがあればという限定です。ないということ意識されておつたと思ひますけれども、もしもあればそういうのは除くのが報償の意味だ、こういうふうな説明され、いづれ法案が出たときに十分審議してほしいが、そういうものは法案から除く方針であるということを説明されておりますが、その点は除かれておりますか。この法案では、私の知る限りでは除かれておりません。

○只松委員 だいたい時間があれてございまして、最後にいたしますが、あまりあげ足をとつた質問もどうかと思ひますが、この問題が起つて直後から、報償の問題についていろいろ意見が出ておつた、要求が出ておつた、こうおつしやいます。ばくはそんなことは、混乱状態ではとんだなかつたと思ひますし、それからその後につきましては、あなたたちが一億円からかけてやつた政府の調査によりまして、あまり欲しないということのほうが多く出てゐるじやありませんか。世論調査をあなた方がたつとんだら、あるいは民主政治の基礎は世論を重んじることにあるということとは御存じのとおりであります。これを見たら、あなたたちがみずからつक्तつたものは、それほど関心がない人も多いし、それほど欲しないということを出してゐるじやありませんか。これはだいたい後になって、三十七年に出たものですよ。そういういわゆる詭弁と申しますか、あなたたち

○日井政府委員 だいたい御質問の中で、これを旧地主が欲しないというふうな意見があるということでもございまして、この調査につきましても、総理府でも世にいろいろな議論がございまして、昭和三十八年に、工藤調査会の調査でいたしております。ほかの面についても、すなわち世論とかあるいは生活状況調査、これは工藤調査会でやつたのですが、被買収者の実態調査及びその他基本問題について調査いたしました結果、過半数というものが、すべきである、あるいはしてもよろしい、こういう結果に出たわけでありまして。この調査は、旧地主ばかりにやつたのでございまして、そのほかの人もあわせて一緒に調査をいたしましたから、その関係のない人は欲してないといふようなあるいは考へが当然あつたかもしれせんし、大ぜいの中でありまして、旧地主も、自分は国家に對して御奉仕したつもりであきらめた方もあるかもしれせんけれども、調査の結果

それで質疑をいたします。第一に総務長官にお尋ねをいたしたのでございまして、前の野田総務長官は、まだこの法案の準備も了しておりません前に、何らかの報償の制度をつくらなければならぬという時代の答弁でございまして、報償といたのは補償ではないので、したがって十分吟味して報償の目的を達成するのだという御答弁がございまして、さらに私は追及いたしまして、一度報償を行なえば再び報償なんというものはやらないのであらうというところをお尋ねしたところが、そのとおりである、もしも一回報償したようなところには再び報償は繰り返さないのだ、こういう御説明でございまして。実は当時野田君は、前に

農林省で旧自作農創設特別措置法で報償が行なわれたというのを御存じなかつたようでございまして。それであとで行なわれたのだという質問をいたしましたところ、そういうことは私はないと思ひけれども、もしもあればあらためて法律ができましようから、そのときにはそういう点は除くのであるという答弁をしておられます。もしもそういうことがあればという限定です。ないということ意識されておつたと思ひますけれども、もしもあればそういうのは除くのが報償の意味だ、こういうふうな説明され、いづれ法案が出たときに十分審議してほしいが、そういうものは法案から除く方針であるということを説明されておりますが、その点は除かれておりますか。この法案では、私の知る限りでは除かれておりません。

○白井政府委員　私も前長官の速記録等も一通りずつと調べたのでありますが、いま仰せのような発言は、私の調査が不十分だからかとも思うのでありますが、出ていないのであります。しかし、

ればならぬ、あるいはアフターケアとしてしなければならぬということになりますと、どんなことが起こるか。羽鳥ダムに行つてごらん下さい。お盆に行きますと、かつて地下に埋没した自分の先祖を祭るための行事をやっているじゃないです

りましようが、それと同じように公共事業に協力した者に対しても同じような考え方をすること
が、大蔵大臣に言わせればきめこまかなやり方だ
ということになりましたが、きめこまかというの
は、そこまでいかなければきめこまかだとは言
れない。一方にきめこまかというのは、これは

る。この間に非常にいろいろなおもしろくない問題があるということは、事実であります。ですから、昔の地主と小作というように因果関係があつて対立しなければならぬという要素は、一つも現実的でないのです。ないのですが、農地開放の問題については、地主と小作との間に問題があり

はこれに転売した場合、自作農のために払い下げを受けたのだから、國が買い戻すか、もしくは売り

れました。

払った地主が先買い権を持つか、そうでなければ、自由に売買せしめる場合には利得に対して相当高い税金をかけて、これを財源にして何かしらどうかという時代がございました。そういうふうな農民の間にもいろいろな問題がありますから、こういうような問題について、あれほどの大

次に、修正部分を除く原案について採決いたします。……(議場騒然、聴取不能)起立多数。よって、修正部分を除いて原案は可決されました。この際、委員会報告書の……(議場騒然、聴取不能)委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

事業を行なつて歴史的効果があつたこの大事業の有終の美をなさしめるためにも、政府は高い立場で何らかの処置を必要とする、それが今回の報償法案になつたということでありまして、公共の用に立つた者にとつてを言いますと、これは戦傷した者にも何かしてやれ、戦死した人の奥さんにも何かしてやれ、傷痍軍人にも何かしてやれ、こういう論法でいくと、最後には大なり小なり苦労をしたわれわれにも何かするのか、こういうことになりましたが、ものには限度がある、際限がある。そういう際限論から考えましても、際限一ぱいにこうすることによって有終の美をなしたい、これは湖底に沈んだ村に対する問題とニュアンスが違ふ。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 次に、修正案が……(議場騒然、聴取不能)説明を求めます。

○河本委員長 御異議なしと認め……(議場騒然、聴取不能)

○河本委員長 本日はこちらにて散会いたします。午後五時三十六分散会

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 本日はこちらにて散会いたします。午後五時三十六分散会

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 本日はこちらにて散会いたします。午後五時三十六分散会

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 本日はこちらにて散会いたします。午後五時三十六分散会

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 本日はこちらにて散会いたします。午後五時三十六分散会

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 本日はこちらにて散会いたします。午後五時三十六分散会

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 本日はこちらにて散会いたします。午後五時三十六分散会

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 本日はこちらにて散会いたします。午後五時三十六分散会

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 本日はこちらにて散会いたします。午後五時三十六分散会

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 本日はこちらにて散会いたします。午後五時三十六分散会

〔報告書は附録に掲載〕

昭和四十年五月十九日印刷

昭和四十年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局